

別 紙

なんさつE C Oの杜への事業所ごみ（事業系一般廃棄物）搬入

1 搬入できるもの（有料になります）

- ・可燃ごみ ・不燃ごみ ・有害ごみ ・発火性危険物
- ・可燃性粗大ごみ ・不燃性粗大ごみ

2 搬入できないもの

- ・市で搬入禁止としているもの（がれき類，タイヤ，薬品 等）
- ・資源ごみ ・小型家電

3 資源ごみ・小型家電の取り扱いについて

資源ごみ及び小型家電は，なんさつE C Oの杜に搬入できないため，各事業所で処理業者に引き渡す必要があります。

これまで，清掃センターに直接持ち込まれていた事業所はご注意ください。資源ごみ及び小型家電の主な処理の方法は以下の通りです。

○一般廃棄物処理業許可業者以外の事業所（飲食店，小売店，福祉事業所 等）

① 処理業者に委託し，処理してもらっている場合

→委託している処理業者に，今後も資源ごみ及び小型家電の収集を請け負ってもらえるかご確認ください。請負可能な場合は現在の取り扱いで大丈夫です。請負不可の場合は，別な処理業者に依頼してください。

② 直接清掃センターに持ち込んでいる場合

→処理業者に委託し，資源ごみ等を引き渡してください。

4 なんさつE C Oの杜の受け入れ開始日（事業所からの直接搬入）

- ・可燃ごみ →準中型以上車で搬入→令和6年5月20日から
→普通自動車で搬入→令和6年8月19日から
- ・可燃ごみ以外→令和6年9月1日から

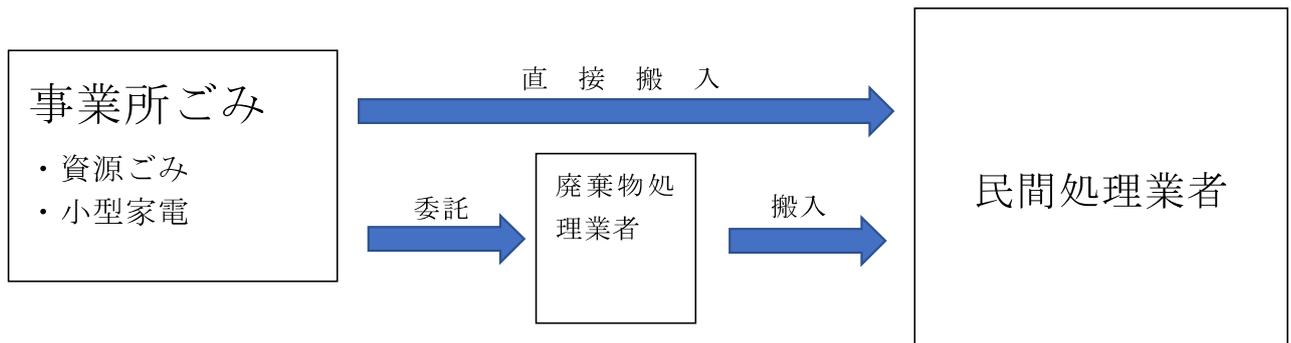
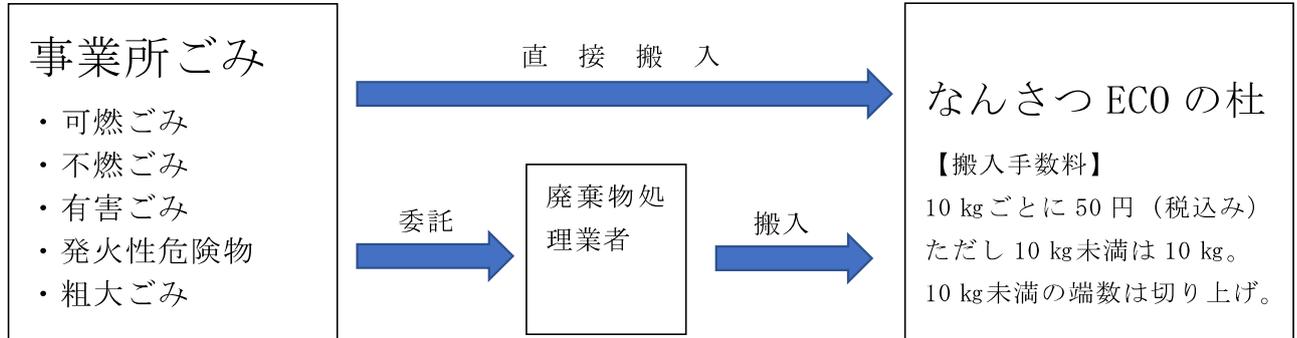
※令和6年8月31日までは内鍋・川辺清掃センターへこれまでどおり搬入できます。
令和6年9月1日からは，上記の内容に沿った取り扱いをお願いします。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条」では，事業者の責務として『事業者は，その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。』と定められています。

今後とも事業者の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

令和6年9月1日から

※事業系一般廃棄物となるものが対象です。



市が許可を出している一般廃棄物処理業許可業者

※請負方や取扱品目は事業所ごとに異なりますのでお手数ですが、各事業所で営業時間内にお問い合わせください。

業者名	収集	処分	所在地	電話番号
(有)枕崎清掃社	○		枕崎市日之出町 80 番地	0993-72-1539
(有)大工園商店	○		枕崎市木原町 257 番地	0993-73-1599
(株)丸山喜之助商店 南薩営業所	○	○	川辺町下山田 4771 番地	0993-57-2992
便利屋便財店 今村 健吾	○		川辺町高田 276 番地 1	080-5278-0856
知覧クリーンサービス	○		知覧町東別府 18781 番地	0993-86-2950
(株)新興エコ知覧営業所	○	○	知覧町東別府 20334 番地	099-204-9826 (本社)